

## 「児童ポルノ禁止法」改正案への反対声明

2014年6月5日

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会  
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

本日、衆議院本会議において可決された「児童ポルノ禁止法」改正案は、児童保護という本来の目的を逸脱し、表現規制に繋がる危険性をはらんでいるため、ここに反対意見を表明する。

本改正案では、「児童ポルノ」の規定に「殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部を言う）が露出され又は強調されているものであり」との文言が追加されたものの、依然、定義が曖昧なままであり、いかようにも解釈されうる欠陥がある。

また、「単純所持禁止」規定では、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意志に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者）」が罰せられる。しかしながら、そうした事実はどうのように証明できるというのだろうか。

本改正案附則には、法施行から一年間は単純所持を処罰しないと書かれており、これは、施行前に所持していた物も含め、「児童ポルノ」のおそれのある書物を一年以内に廃棄しなければならないということも想定される。さらには、捜査機関が過去に入手した物を理由に家宅捜索を行う危険性さえある。

また、現行法においても、「児童ポルノを製造・所持・運搬・提供・陳列」する行為は処罰の対象となっており、原稿作成、撮影段階から捜索・検挙・押収を受ける懸念がある。書店、取次、製本、印刷業者なども取り締まられる可能性があり、出版流通システムに多大な影響を及ぼしかねない。

このように問題の多いまま、安易に単純所持を禁止し、違反すれば「1年以下の懲役、100万円以下の罰金」を科すという本改正案は、いたずらに表現者・創作者を萎縮させ、出版文化のみならず、自由な表現を後退させるものであり、到底容認できない。

そもそも、所持するだけで処罰を受けるのは、銃刀類・麻薬などのように、野放しにすれば国民の安全を脅かすものが原則である。本法改正では、性的虐待を受けた児童の保護や回復に主眼を置くべきであって、「児童ポルノ」の定義が曖昧なまま「単純所持禁止」を適用することに断固反対する。

以上